

Q1)相談や通所は何歳からできますか

A:O歳~6歳(就学前)までのお子さんに利用していただけます。

Q2)どんなお子さんが利用していますか、相談はどのような内容がありますか

A: 首の座りやお座り、四つ這いなどの獲得時期が遅い、1歳6か月を過ぎてもおしゃべりらしいことばがない、よく動く、お友だちとトラブルになりやすい、集団生活に参加しにくいなどの相談があります。

Q3)療育ではどのようなことをするのですか

A: お子さんの興味のあるあそび活動に、療育者が1対1で関わります。活動の中でお子さんが"やってみたい" "もっとやりたい""伝えたい"と持っている力を十分に発揮できるように支援をします。

Q4)家族支援とはなんですか

A:お子さんと、家族が安心し安定した生活を送ることができるようお手伝いをします。家庭の様子をうかがい、お子さんの発達、関わり方について一緒に考えさせていただきます。また、親子教室を利用する保護者による"親の会"活動や、同じような悩みを持つ親さんの交流、卒業生の先輩お父さんやお母さんとの交流など、仲間作りの機会を設けています。

Q5)どのような利用方法がありますか

A: 利用していただくためには、市が発行する受給者証が必要です。受給者証に記載されている支給量が利用できる回数となります。利用回数や利用方法については、保護者の方と相談をさせていただいています。